

休眠預金等活用法等に関する規定

2020年4月現在

1. (休眠預金等)
休眠預金等とは、預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
なお、預金等とは、一般預金等(預金保険法第51条第1項に規定する一般預金等)もしくは、決済用預金(同法第51項の第1項に規定する決済用預金)をいいます。
2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)
当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。
 - (1)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
 - (2)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
 - (3)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - (4)預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳すべき取引がなかった場合を除きます。)
もしくは繰越があったこと
 - (5)預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が把握できる場合に限り。)
 - (6)総合口座規定にもとづく他の預金、または定期性預金規定にもとづく同一通帳内の他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
 - (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行は預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項の定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到着した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限り。)
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
 - (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続取扱いの預金にあつては、初回満期日)
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと(当該事由が生じた期間の満期日)
 - (a)異動事由(当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - (b)当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)
 - ③総合口座規定にもとづく他の預金、または定期性預金規定にもとづく同一通帳内の他の預金について前各号に掲げる事由が生じたこと(他の預金に係る最終異動日等)
4. (複数の預金を組み合わせた商品の最終異動日等)
この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第3条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
 - (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
 - (2)前項の場合、預金者は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
 - (3)第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委託します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務に基づくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が該当支払の請求を把握することができる場合に限り。)

- ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分が行われたこと。
- ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前(3)による休眠預金代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金代替金の支払を請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。